

SATO'S NEWS LETTER

改正入管法に伴う外国人雇用のポイント

2019年4月1日より新たな外国人材の受入れ制度が始まります。

在留資格「**特定技能**」が新たに創設されます。

特定技能には1号と2号があります。**いずれも18歳以上**である必要があります。

特定技能1号とは、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

○在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年までです。**

○技能水準：試験等で確認します。（技能実習2号を良好に終了したものは試験等免除）

○日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に終了した者は試験等免除）

○家族の帯同：**基本的に認められません。**

○受入れ期間又は登録支援機関による支援の対象です。

特定技能2号とは特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

2019年4月号
(No.111)



CONTENTS

■改正入管法に伴う外国人雇用のポイント…………… P.1

■助成金ニュース…………… P.2

■気になる！企業のソーシャルリスク対策…………… P.3

■改元・10連休に伴うお知らせ
(日本年金機構HPより抜粋)
…………… P.4

■人事労務ニュース…………… P.4

■スタッフ紹介…………… P.4

4月の社会保険労務と税務

4月10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出

5月7日

- 健康保険・厚生年金保険料納付

公式 Facebook ページ開設



いいね！

1号特定技能外国人の受入れ手順の概要

海外から来日する外国人

日本国内に在留している外国人
(中長期在留者)

特定技能雇用契約の締結

○ 受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等

受入れ
機関

1号特定技能外国人支援計画を策定 (注)

在留資格認定証明書交付申請
(地方出入国在留管理局)

在留資格変更許可申請
(地方出入国在留管理局)

在留資格認定証明書受領

送付

在外公館に査証申請

査証発給

入国

就 労 開 始

(注) 受入れ機関のみで1号特定技能外国人支援計画の全部を実施することが困難である場合は、支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託することにより、受入れ機関は支援計画の適正な実施の確保の基準に適合するとみなされます。

【各種支援】

- ①生活オリエンテーションの実施
- ②日本語学習の機会の提供
- ③外国人からの相談・苦情への対応
- ④外国人と日本人との交流の促進に
係る支援 など

【各種届出】

- ①雇用契約の変更等
- ②支援計画の変更
- ③支援計画の実施状況 など

在留資格変更許可

助成金ニュース

平成31年4月1日以降、各種助成金について制度の見直しや新設等があります。今回はその一部をご紹介します。

キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長コース）

有期契約労働者等の週所定労働時間を延長し、社会保険を新たに適用した場合に助成されます。

（平成31年度までは5時間未満延長でも基本給を一定額以上昇給していれば助成対象となります。）

① 1人あたりの支給額が増額されます！ ※ <> は生産性要件を満たした場合の額です。

平成31年3月31日まで			平成31年4月1日以降		
週所定労働時間延長	中小企業	大企業	週所定労働時間延長	中小企業	大企業
1時間以上 2時間未満	38,000円 <48,000円>	28,500円 <36,000円>	1時間以上 2時間未満	45,000円 <57,000円>	34,000円 <43,000円>
2時間以上 3時間未満	76,000円 <96,000円>	57,000円 <72,000円>	2時間以上 3時間未満	90,000円 <11.4万円>	68,000円 <86,000円>
3時間以上 4時間未満	11.4万円 <14.4万円>	85,500円 <10.8万円>	3時間以上 4時間未満	13.5万円 <17万円>	10.1万円 <12.8万円>
4時間以上 5時間未満	15.2万円 <19.2万円>	11.4万円 <14.4万円>	4時間以上 5時間未満	18万円 <22.7万円>	13.5万円 <17万円>
5時間以上	19万円 <24万円>	14.25万円 <18万円>	5時間以上	22.5万円 <28.4万円>	16.9万円 <21.3万円>

平成32年3月31日までの経過措置は、5時間未満延長での助成金支給は、

② 支給申請上限人数が15人から45人に拡充されます！

キャリアアップ助成金（選択的適用拡大導入時処遇改善コース）

① 1人当たり支給額が増額されます！ ※ <> 内は生産性要件を満たした場合の額

平成31年3月31日まで			平成31年4月1日以降		
基本給増額割合	中小企業	大企業	基本給増額割合	中小企業	大企業
3%以上 5%未満	19,000円 <24,000円>	14,250円 <18,000円>	3%以上 5%未満	29,000円 <36,000円>	22,000円 <27,000円>
5%以上 7%未満	38,000円 <48,000円>	28,500円 <36,000円>	5%以上 7%未満	47,000円 <60,000円>	36,000円 <45,000円>
7%以上 10%未満	47,500円 <60,000円>	33,250円 <42,000円>	7%以上 10%未満	66,000円 <83,000円>	50,000円 <63,000円>
10%以上 14%未満	76,000円 <96,000円>	57,000円 <72,000円>	10%以上 14%未満	94,000円 <11.9万円>	71,000円 <89,000円>
14%以上	95,000円 <12万円>	71,250円 <90,000円>	14%以上	13.2万円 <16.6万円>	99,000円 <12.5万円>

助成金支給は、平成32年3月31日までの経過措置

② 支給申請上限人数が30人から45人に拡充されます！

気になる！企業のソーシャルリスク対策の実態

従業員の不適切動画投稿問題で改めて問われる企業の対策

昨今、飲食店やコンビニのアルバイト従業員による不適切行為、通称「バイトテロ」が大きくメディアで取り上げられています。「バイトテロ」を通じてアルバイト従業員が投稿した不適切動画問題が、企業の評判に悪影響を及ぼしかねない事件が立て続けに発生致しました。対応についてはアルバイト従業員に損害賠償請求を起こす決定をした企業や全店休業し社員研修を実施した企業と様々ですが、SNSを活用する企業も個人も増えている中では、いつ問題に巻き込まれても不思議はありません。

企業にとっては、単なる悪ふざけではなく、「バイトテロ」＝「**経営を揺るがすリスク**」という認識を持つ必要性が増してきています。

まだ社会人としての自覚に乏しい新入社員の入社も発生するこの時期は、自社の対策を確認しておくべき時期ともいえます。

・多くが何らかの対策を講じており、4割が研修を実施

ウェブサイトやアプリのユーザーサポート等を行うアディッシュ株式会社が2018年12月に実施した調査によれば、ソーシャルリスク対策について「未実施。今後も実施なし」と回答したのは5.2%で、多くの企業が対策をとっています。

具体的な内容を実施率でみると、「研修の実施」39.1%、「ガイドライン作成」37.2%、「マニュアル作成」30.9%が上位に入っています。

しかしながら、従業員数別にみると、100人以上300人未満の研修の実施率が50%であるのに対し、100人未満では19.1%と、十分な対策が取られていない可能性があります。

・雇入れ時に自筆の誓約書を書かせるのも有効？

研修の実施や朝礼時の啓発を継続的に行うこととともに、雇入れ時に、バイトテロを起こした場合の損害賠償を約束させる誓約書を取り交わすことが望ましいでしょう。

例えば、事業所復旧に必要な清掃や消毒、商品廃棄、休業補償等を当事者間で行うことを明文化しておくことです。用意された誓約書にサインさせるのではなく、従業員自身に内容を書かせることで、バイトテロ行為を行うことのリスクを自覚させることになります。

・研修等の対策が未実施の場合は早めに対策を検討しましょう

不適切動画を投稿した本人による「せいぜいクビになるだけ」という趣旨の発言が報道にもありましたが、不適切動画の投稿はスマートフォン1台あれば簡単にできますし、投稿する従業員自身も社会問題に発展しかねないリスクを自覚していない可能性があります。

新入社員だけでなく、既存の社員も対象に一度研修の実施を検討してみてもいいかもしれません。



改元・10連休に伴うお知らせ（日本年金機構HPより抜粋）

5月1日に「平成」から「令和」への改元実施に伴い、日本年金機構の対応が発表されています。

①通知書等の取扱い

改元日以降に送付される通知書等に、改元日以降の日が「平成」で表記されている場合でも、法律上の効果は変わらないため、有効なものとして取扱われます。

また、改元日前に送付された国民年金保険料納付書の納付期間等に、改元日後の日が「平成」で表記されている場合でも、同様に有効なものとして取扱われます。

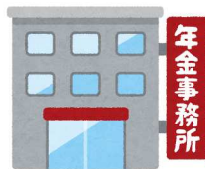
②申請、届出様式（紙媒体）

2019年5月以降も、新元号が記載されていない旧様式の用紙による届出は可能です。2019年5月1日以後の日の表記が「平成」と表記された用紙を利用して届出される際は、可能な限り補正（訂正印は不要）をしてお提出ください。

③10連休に伴うお知らせ

・平成31年3月分の厚生年金保険料等の納付期限が「2019年4月30日」が休日になることに伴い、「2019年5月7日」となります。

また、平成31年3月分の厚生年金保険料等の口座振替年月日についても、同様に「2019年4月30日」から「2019年5月7日」となります。



人事労務ニュース

・大卒内定率 91.9% 8年連続の上昇に（3月19日）

2019年春卒業予定の大学生の就職内定率が、91.9%（2月1日時点）になったことが、文部科学省、厚生労働省両省の調査でわかりました。前年同期比0.7ポイントの増、8年連続の上昇で、比較可能な2000年以降では過去最高の記録となりました。

スタッフ紹介

大岡 直生
(おおおか なおき)



血液型：A B型
趣味：読書・プロレス

昨年11月にサトーへ入社し、現在は社労業務を行っております。前職では刑務官として受刑者への指導、刑務所内の監視等の職務にあたっておりました。前職とは全く異なる仕事ですが、先輩方からいろいろと教えていただきながら日々多くの知識と経験を積み重ねていく所存です。今後とも末永くよろしくお願い申し上げます。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0037 広島県広島市中区中町 7-41 広島三栄ビル 8 階

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00を除く)
電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00～18:00 (12:00～13:00を除く)
電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983